二十九　冬ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
中勢	（略）
伊勢玉城	三重県伊勢市及び度会郡玉城町
（略）	（略）

三十～三十三　（略）

二十九　冬ブロッコリー

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
中勢	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

三十～三十三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千十八号

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十三条第一項の規定に基づき、首都圏整備計画を次のように変更したので、同法第二十三条第二項において準用する第二十二条第三項及び首都圏整備法施行規則（昭和三十三年首都圏整備委員会規則第一号）第一条第一項の規定により公表する。

令和八年八月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

首都圏整備計画

＜目次＞

序説
第１部第１章　目指す国土の姿
第１部第２章　首都圏の現状と課題
　第１節　首都圏の現状
　第２節　首都圏整備の課題
第１部第３章　首都圏の将来像とその実現のための施策
　第１節　人口規模の将来見通し等
　第２節　区域の指定等
　第３節　将来像・目標
第２部　施設の整備計画

序説

１．計画の性格

この計画は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づいて作成するものであって、第１部及び第２部の２つの部分により構成する。

第１部は、首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項を定めたものである。

また、第２部は、首都圏の区域のうち、道路、鉄道等、首都圏整備法第21条第１項第２号及び第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

２．計画の対象区域と期間

本計画の対象区域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を一体とした広域である。

首都圏整備法に基づき、本計画は、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）との調和が保たれたものとなっている。そのため、本計画の計画期間も、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）と同一である※１。計画の進捗状況を点検・公表していくとともに、本計画と関連する主要な計画が策定又は改定された場合や、社会経済情勢の変化があった場合においては、弾力的な運用又は見直しを行う。

また、第２部で定める首都圏整備法第21条第１項第２号に規定する各種施設の整備に関し、広域性を有し、かつ、その根幹となるべきものは、いずれも該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）に記されたプロジェクトと同一であり、本計画の第２部本文ではその一部を例示として記載している。全体像については、該当地域の属する区域の国土形成計画（広域地方計画）の内容を参照されたい。

３．計画の推進

・本計画の推進に当たっては、関係機関が十分に連携・協働を図りつつ、首都圏の将来像の実現に向けて取り組む。
・限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点から、重点的、効果的な施策展開が求められる。その際、市町村や、経済界をはじめ首都圏民等様々な主体が広域的に連携・協力することが重要である。
・プロジェクトの着実な推進に向けて、プロジェクトごとに担当する協議会構成員を定め、協議会事務局と連携を図りながら各種施策の目標設定・展開・具体化、進捗状況の検証等に当たり、関係機関のとりまとめを行う。
・他圏域との連携にあたっては、圏域間での連絡・調整・意見交換を行う会議を定期的に開催する等により、効果・効率的に計画期間内での連携施策を進めていくものとする。

＜本計画に示す圏域の名称、定義などについて＞

本計画における圏域の定義は以下の通りとする。ただし、圏域や地域の定量的データなどを示す場合であって、下記定義と異なる定義を用いる場合には注釈にて補足する。

・首都圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県を一体とした広域。
・東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を一体とした区域。

第１部第１章　目指す国土の姿

我が国の「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土　～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曽有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現を目指す。

特に、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島の上で、津々浦々に人々の暮らしが営まれている国土において、人口減少が加速する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける、持続可能で多様性に富む強靭な国土の形成を図っていく必要がある。このためには、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。